



- 注 1. 監督員(下請指導責任者)： 一次下請けを監督するために作成特定建設業者が監督員を置いた場合に記入  
(大阪府建設工事元請・下請関係適正化指導要綱 第8. 2(1)による下請指導責任者)
2. 専門技術者 : 作成特定建設業者が専門技術者を置いた場合に記入
3. 統括安全衛生責任者 : 作成特定建設業者が統括安全衛生責任者を置く必要がある場合は記入  
(労働安全衛生法による元請下請合わせて常時50人以上(ずい道等の建設、圧気工法作業、一定の橋梁建設は常時30人以上)の労働者を十時させる事業者。(現場所長等の工事施工の責任者))
4. 警備会社においては、商号または名称、現場責任者名、工期を記入し、現場責任者の写真を張り付けること(主任技術者を現場責任者に書き変えて記入してください)
5. この様式で掲示に使用しても可